

平成 31 年 2 月 1 日

性能評価申請者 殿

一般社団法人建築性能基準推進協会
時刻歴応答解析部会

時刻歴応答解析建築物および工作物の軽微な変更の取扱いに関わるご意見募集

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更については、平成 19 年以降、施行規則第 11 条の 2 の 3 の規定により、建築物の延べ面積の区分に応じて定まる手数料の 1/10 の額を性能評価手数料として運用してきました。これは、当時想定された軽微な変更として扱える内容及び変更の量並びにそれに係る性能評価機関の業務量を想定し定められたものです。

その後の運用において、1 つ 1 つの項目は軽微な内容でも、項目数が非常に多く、建築物全体として判断したときに軽微な変更といえないような申請もなされており、時刻歴応答解析部会においては通常の変更になるのではないかという意見も出ています。そこで、従前どおり軽微な変更扱いとするために、下記のとおり区分方法及び当該区分方法に応じて区分した複数の内容を同時に申請する場合の手数料の考え方をまとめました。通常の変更扱いとなると、大臣認定期間も延び、建築確認手続きも変更扱いとなる可能性があり、全体スケジュール等にも大きな影響を及ぼす可能性もありますので、ご理解頂きますようお願い致します。

なお、実施日は未定ですが、軽微な変更申請時の性能評価手数料見直しに関しますご意見がありましたら、手数ですが平成 31 年 4 月 30 日までに下記までメールにて送付頂くようお願い致します。

一般社団法人 建築性能基準推進協会 時刻歴応答解析部会担当事務局

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 1-15 神楽坂 1 丁目ビル 6 階

E-mail : jikokureki@seinokyo.jp

<http://www.seinokyo.jp/>

記

1. 手数料額算定の考え方

建築基準法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料については、次の（１）から（３）までの規定で算定する。なお、（１）のいずれかの項目が 1 項目でも軽微でない通常変更に該当する場合（例えば、すべての免震材料を異なる材料に変更する、すべての柱断面を危険側に変更する等）は、従前の運用のとおり、1 申請の通常変更とする。また、工作物の認定に係る性能評価における軽微な変更の手数料についても同様とする。

（１）変更する部位、部材を次の①から④までのカテゴリーに区分する。

区分	部位、部材	説明
軽微な変更区分①	柱、大梁、耐力壁、ブレース、柱梁接合部に関する部分	例えば、柱の継手位置変更も①に該当、柱頭免震の 1 階柱は①に該当
軽微な変更区分②	免震材料、制振部材その他これらに類する特殊な装置に関する部分	例えば、免震材料の取付部も②に該当
軽微な変更区分③	基礎、杭、地盤改良に関する部分	例えば、基礎梁開口は③に該当
軽微な変更区分④	①から③までに示す部分以外の部分	例えば、次のような部分 ・スラブ、間柱、小梁、非耐力壁、外装材、擁壁、屋根板、塔屋、設備架台等の 2 次部材に関する部分 ・意匠上の算定方法の変更による床面積、建物高さの変更、柱状図の変更 ・その他、変更に関する検討を部会等で審査するのみで、別添（部材等）が変わらない変更

（２）変更する部位、部材について、（１）の各区分に該当する部位、部材が 1 つでもあれば、該当する区分数を申請数とする。1 申請分の手数料に当該申請数を乗じた額を手数料とする。なお、1 申請分の手数料は、従前どおり、申請建築物の延べ面積に応じた手数料額の 1/10 とする。

（３）例えば、次の条件の内容について、（１）及び（２）の規定を適用して軽微な変更を申請する場合は、（１）の①及び②に該当し、「延べ面積に応じた手数料額×1/10 × 2 申請 = ¥1,210,000 × 1/10 × 2 = ¥242,000」となる。

- ・建築物の延べ面積：8000m²
- ・柱 2 本の断面を変更（（１）の①に該当）
- ・免震材料取付部のアンカーボルト径を変更（（１）の②に該当）

以上